

Ashiya information

お知らせ

男女共同参画に関する市民意識調査



ホームページ

「第6次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザ・プラン」策定の基礎資料とするため、市民意識調査を行います。

■期間 8月27日～9月18日

■対象 18歳以上の方2,000人(無作為抽出)

■調査方法 郵送による配布、回答は郵送またはWEB※調査の結果は、広報あしや・ホームページでお知らせします。

■問い合わせ 人権・男女共生課☎38-2023

交際費を自主公開します

市長・教育長・消防長・市議会の交際費(支出年月日・金額・種別・支出相手等)を自主公開します。

※病気見舞いに関する個人名は非公開

■公開開始日

【4月～6月分】7月31日(金)～

【7月～9月分】10月30日(金)～

【10月～12月分】令和9年1月29日(金)～

【1月～3月分】令和9年4月30日(金)～

※受け付けは、平日の午前9時～午後5時(正午～午後0時45分を除く)

■申し込み 「市交際費自主公開資料閲覧票」に必要事項を記入し、各担当へ。複写は1枚10円。

■公開場所&問い合わせ

【市長交際費】秘書・広報課☎38-2000

【教育長交際費】教育委員会管理課☎38-2085

【消防長交際費】消防本部総務課☎38-2095

【議会交際費】市議会事務局総務課☎38-2001

申請・届け出

児童手当の支給



ホームページ

6・7月分の児童手当を8月14日(金)に指定の口座に振り込みます。

■対象 児童手当受給者

■問い合わせ こども政策課☎38-2117

児童扶養手当現況届の提出を

児童扶養手当受給資格者の人は、次の書類を提出してください。11月分以降の手当の支給に必要です。

◆現況届(7月下旬に送付)

◆一部支給停止適用除外事由届出書(対象者へは6月に送付済み)

■提出期間 8月1日～31日

【児童扶養手当とは】

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を養育している人に支給します。父または母に重度の障がいがある場合等にも支給されます(所得制限あり)。

■支給期間 18歳になった後の3月31日まで

■問い合わせ こども政策課☎38-2045

特別児童扶養手当 所得状況届の提出を

7月下旬に特別児童扶養手当受給資格者に所得状況届を送付しています。ご確認の上、提出期間内に障がい福祉課へ提出してください。

■提出期間 8月1日～19日

【特別児童扶養手当とは】

身体または精神に重度・中度障がいのある(軽度障がいは除く)児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を養育している人に支給される手当です(所得制限あり)。

■月額手当 58,450円(重度障がい児)・38,930円(中度障がい児)

■問い合わせ 障がい福祉課☎38-2043

募 集

市民提案型事業 補助金事業募集



ホームページ

地域課題の解決に向けて取り組む提案型事業の経費の一部補助が受けられます。

■対象 市内で活動する個人・市民活動団体等で、次のすべてを満たすもの

■対象事業&上限額

【スタートアップ支援型】(1団体につき2回まで。両区分併せて4回まで)

1回目:補助金の上限額5万円・補助率80%

2回目:補助金の上限額5万円・補助率80%

【ステップアップ支援型】(1団体につき3回まで。両区分併せて4回まで)

1回目:補助金の上限額15万円・補助率70%

2回目:補助金の上限額15万円・補助率50%

3回目:補助金の上限額15万円・補助率30%

■申し込み ①事業相談期間:8月1日～22日 ②申請書類相談期間:8月24日～31日 ③申請書類提出期間:9月1日～14日(いずれも午前9時～午後5時/日・祝除く) ①②の相談は必須。申請書類をメール・郵送または持参でリードあしや(公光町5-8/☎26-6452)へ提出。※詳細はホームページで。

■選考 審査委員会で選考(書類・プレゼン審査)により決定

■問い合わせ 市民参画・協働推進課☎38-2007

市民委員の募集



申込フォーム

【美術博物館協議会】

■募集人数 1人

■任期 12月16日～令和10年12月15日(平日昼間・1回約2時間・年2回程度)

■応募資格 8月1日時点で市内在住・満年齢18歳以上※3以上の附属機関等の委員に委嘱されている方は応募できません。

■報酬 既定の委員報酬・交通費

■申し込み 8月25日(火)〈必着〉で「私の考える芦屋市立美術博物館」をテーマとした作文(様式自由・800字程度)を郵送または申込フォームで。※応募書類は返却しません。

■選考方法 選考委員会で決定し結果を通知

■問い合わせ 国際文化推進課☎38-2115 (〒659-8501住所不要)

市営住宅等入居希望者の 登録受付



ホームページ



大東町16番住宅「若者・子育て世帯向けの改修済住戸」

■登録資格【複数人世帯】次のすべてに当てはまる人

- ①申し込み者本人が市内に1年以上住民登録し居住、または継続して2年以上市内在勤
- ②世帯全員の収入の合計が、収入基準に合致
- ③同居人は親族(内縁・パートナーシップ宣誓済の人を含む)
- ④住宅に困窮(持ち家所有は不可)
- ⑤市税滞納者は不可
- ⑥暴力団員(同居者を含む)は不可

【単身世帯】③を除く①～⑥に当てはまり、次のいずれかに当てはまる人

9月4日時点で満60歳以上の人・身体障害者手帳(1級～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)、療育手帳(A～B2)をお持ちの人・DV(配偶者からの暴力)被害者・原爆被爆者・生活保護受給者・ハンセン病療養所入所者等

【若者・子育て世帯向けリノベーション住宅の募集】

市営大東町16番住宅の一部住戸では、対面キッチンなど、若者・子育て世帯向けの改修を実施しており、対象の世帯を募集しています。(上記画像)

いい家あったプロジェクト
ホームページ

■申し込み 8月12日～9月4日に申請書および添付書類を持参し住宅管理センターへ。

※申込案内書は8月3日(月)より下記窓口・市役所受付・ラポルテ市民サービスコーナーで配布。

■問い合わせ 住宅管理センター☎38-2026